

仙台市地域防災計画（地震・津波災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考												
<p>地震・津波 災害対策編 P26 第1章 第10節 災害支援の ために活動 する</p>	<p>市民等は、行政が行う公平・中立性を中心とした救援活動とボランティアやNPO等が行う個別・多様性を中心とした救援活動の相違や、災害支援活動を行う方に対する理解を深めます。 また、自らの地域や、被害の大きい地域での災害支援活動へ積極的に参加します。</p> <p style="text-align: right;">【市民・企業・地域団体等】</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【参考】市の取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 略 2. 専門ボランティアの受入れ等 市は、関係機関と連携し、専門ボランティアの受入れや調整、支援を行います。 専門ボランティアの資格保有者や事前登録者で、災害ボランティア活動に参加される方は、関係機関に設置される窓口を通して活動を行います。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">主 な 対 応 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被災建築物応急危険度判定士 (都市整備部)</td> <td style="text-align: center;">宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口としてい ます。市は、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を 行います。</td> </tr> </tbody> </table> </div>	区 分	主 な 対 応 内 容	(中略)		被災建築物応急危険度判定士 (都市整備部)	宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口としてい ます。市は、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を 行います。	<p>市民等は、行政が行う公平・中立性を中心とした救援活動とボランティアやNPO等が行う個別・多様性を中心とした救援活動の相違や、災害支援活動を行う方に対する理解を深めます。 また、自らの地域や、被害の大きい地域での災害支援活動へ積極的に参加します。</p> <p style="text-align: right;">【市民・企業・地域団体等】</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【参考】市の取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 略 2. 専門ボランティアの受入れ等 市は、関係機関と連携し、専門ボランティアの受入れや調整、支援を行います。 専門ボランティアの資格保有者や事前登録者で、災害ボランティア活動に参加される方は、関係機関に設置される窓口を通して活動を行います。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">主 な 対 応 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被災建築物応急危険度判定士 (都市整備部)</td> <td style="text-align: center;"><u>・都市整備部にて関係団体に対して民間判定士の協力 要請を行います。また、一部の特定の施設については、 事前に定めた方法により民間判定士が自動的に参集し、 担当する施設の判定等を行います。</u></td> </tr> </tbody> </table> </div>	区 分	主 な 対 応 内 容	(中略)		被災建築物応急危険度判定士 (都市整備部)	<u>・都市整備部にて関係団体に対して民間判定士の協力 要請を行います。また、一部の特定の施設については、 事前に定めた方法により民間判定士が自動的に参集し、 担当する施設の判定等を行います。</u>	<p>仙台市から直接 要請を行うこと を踏まえた修正</p>
区 分	主 な 対 応 内 容														
(中略)															
被災建築物応急危険度判定士 (都市整備部)	宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口としてい ます。市は、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を 行います。														
区 分	主 な 対 応 内 容														
(中略)															
被災建築物応急危険度判定士 (都市整備部)	<u>・都市整備部にて関係団体に対して民間判定士の協力 要請を行います。また、一部の特定の施設については、 事前に定めた方法により民間判定士が自動的に参集し、 担当する施設の判定等を行います。</u>														
<p>地震・津波 災害対策編 P37 第2章 第2節 災 害対策活動 体制</p>	<p>4. 災害対策本部体制 市長は「仙台市災害対策本部運営要綱」に基づき、仙台市災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置し、総合的な災害対策を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 災対本部の設置場所 ア～イ 略 ウ 局・区等の情報連絡員の派遣 各局長及び区長は、あらかじめ係長相当職にある者のうちから3名を指名し、派遣順位を定め、1名を災対本部事務局に派遣するものとする。なお、事務局長は、必要に応じ部及び区災害対策本部に情報連絡員の増員を求めることができる。</p> <p>エ～オ 略</p> <p>(7) ～ (9) 略</p>	<p>4. 災害対策本部体制 市長は「仙台市災害対策本部運営要綱」に基づき、仙台市災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置し、総合的な災害対策を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 災対本部の設置場所 ア～イ 略 ウ 局・区等の情報連絡員の派遣 各局長及び区長は、あらかじめ3名を指名し、派遣順位を定め、1名を災対本部事務局に派遣するものとする。なお、事務局長は、必要に応じ部及び区災害対策本部に情報連絡員の増員を求めることができる。</p> <p>エ～オ 略</p> <p>(7) ～ (9) 略</p>	<p>職位の削除</p>												

<p>地震・津波 災害対策編 P46</p> <p>第2章 第4節 避 難計画</p>	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="353 306 1222 1062"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td>・避難勧告又は指示（緊急）の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する こと ・避難勧告又は指示（緊急）の発令・解除及び警戒区域の設定・解除につ いての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・災害時要援護者の避難支援の総括に関すること</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>・宅地災害に伴う避難の勧告又は指示（緊急）の発令・解除の判断に必 要な情報の収集に関すること ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関 すること</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>・避難勧告又は指示（緊急）の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必 要な情報の収集に関すること ・避難勧告又は指示（緊急）の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居 住者等への伝達に関すること ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関 すること</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>・避難勧告又は指示（緊急）の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必 要な情報の収集に関すること ・避難勧告又は指示（緊急）の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居 住者等への伝達に関すること ・災害時要援護者の避難支援に関すること</td> </tr> <tr> <td>各部</td> <td>・所管施設の保全及び利用者の保護に関すること</td> </tr> <tr> <td>宮城県警察本部</td> <td>・避難の誘導及び伝達、広報又は警察官職務執行法等に基づく措置に関 すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「警戒区域の設定」とは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への 立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることをいう。</p>	実施機関	担当業務	災対本部事務局	・ 避難勧告又は指示（緊急） の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する こと ・ 避難勧告又は指示（緊急） の発令・解除及び警戒区域の設定・解除につ いての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること	健康福祉部	・災害時要援護者の避難支援の総括に関すること	都市整備部	・宅地災害に伴う 避難の勧告又は指示（緊急） の発令・解除の判断に必 要な情報の収集に関すること ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関 すること	消防部	・ 避難勧告又は指示（緊急） の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必 要な情報の収集に関すること ・ 避難勧告又は指示（緊急） の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居 住者等への伝達に関すること ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関 すること	区本部	・ 避難勧告又は指示（緊急） の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必 要な情報の収集に関すること ・ 避難勧告又は指示（緊急） の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居 住者等への伝達に関すること ・災害時要援護者の避難支援に関すること	各部	・所管施設の保全及び利用者の保護に関すること	宮城県警察本部	・避難の誘導及び伝達、広報又は警察官職務執行法等に基づく措置に関 すること	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="1521 306 2390 1042"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td>・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係 機関への通知並びに市民への広報に関すること</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・災害時要援護者の避難支援の総括に関すること</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>・宅地災害に伴う避難勧告等の発令・解除の判断に必要な情報の収集に 関すること ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関 すること</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集 に関すること ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達 に関すること ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関 すること</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集 に関すること ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達 に関すること ・災害時要援護者の避難支援に関すること</td> </tr> <tr> <td>各部</td> <td>・所管施設の保全及び利用者の保護に関すること</td> </tr> <tr> <td>宮城県警察本部</td> <td>・避難の誘導及び伝達、広報又は警察官職務執行法等に基づく措置に関 すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「警戒区域の設定」とは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への 立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることをいう。</p>	実施機関	担当業務	災対本部事務局	・ 避難勧告等 の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること ・ 避難勧告等 の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係 機関への通知並びに市民への広報に関すること	健康福祉部	・災害時要援護者の避難支援の総括に関すること	都市整備部	・宅地災害に伴う 避難勧告等 の発令・解除の判断に必要な情報の収集に 関すること ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関 すること	消防部	・ 避難勧告等 の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集 に関すること ・ 避難勧告等 の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達 に関すること ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関 すること	区本部	・ 避難勧告等 の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集 に関すること ・ 避難勧告等 の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達 に関すること ・災害時要援護者の避難支援に関すること	各部	・所管施設の保全及び利用者の保護に関すること	宮城県警察本部	・避難の誘導及び伝達、広報又は警察官職務執行法等に基づく措置に関 すること	<p>表現の修正</p>
実施機関	担当業務																																		
災対本部事務局	・ 避難勧告又は指示（緊急） の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する こと ・ 避難勧告又は指示（緊急） の発令・解除及び警戒区域の設定・解除につ いての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること																																		
健康福祉部	・災害時要援護者の避難支援の総括に関すること																																		
都市整備部	・宅地災害に伴う 避難の勧告又は指示（緊急） の発令・解除の判断に必 要な情報の収集に関すること ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関 すること																																		
消防部	・ 避難勧告又は指示（緊急） の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必 要な情報の収集に関すること ・ 避難勧告又は指示（緊急） の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居 住者等への伝達に関すること ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関 すること																																		
区本部	・ 避難勧告又は指示（緊急） の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必 要な情報の収集に関すること ・ 避難勧告又は指示（緊急） の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居 住者等への伝達に関すること ・災害時要援護者の避難支援に関すること																																		
各部	・所管施設の保全及び利用者の保護に関すること																																		
宮城県警察本部	・避難の誘導及び伝達、広報又は警察官職務執行法等に基づく措置に関 すること																																		
実施機関	担当業務																																		
災対本部事務局	・ 避難勧告等 の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること ・ 避難勧告等 の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係 機関への通知並びに市民への広報に関すること																																		
健康福祉部	・災害時要援護者の避難支援の総括に関すること																																		
都市整備部	・宅地災害に伴う 避難勧告等 の発令・解除の判断に必要な情報の収集に 関すること ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関 すること																																		
消防部	・ 避難勧告等 の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集 に関すること ・ 避難勧告等 の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達 に関すること ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関 すること																																		
区本部	・ 避難勧告等 の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集 に関すること ・ 避難勧告等 の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達 に関すること ・災害時要援護者の避難支援に関すること																																		
各部	・所管施設の保全及び利用者の保護に関すること																																		
宮城県警察本部	・避難の誘導及び伝達、広報又は警察官職務執行法等に基づく措置に関 すること																																		
<p>地震・津波 災害対策編 P49</p> <p>第2章 第4節 避 難計画</p>	<p>2. 避難勧告等の実施 【災対本部事務局、都市整備部、消防部、区本部】</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 避難勧告等の解除 市長は、災害による危険が去ったと認めるときは、避難勧告等を解除する。解除の伝達は、「(3) 避難勧告等の伝達」 を準用する。 また、避難勧告又は避難指示（緊急）を解除したときは、避難している居住者等に対し、直ちにその旨を公示する。</p> <p>(5) 略</p>	<p>2. 避難勧告等の実施 【災対本部事務局、都市整備部、消防部、区本部】</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 避難勧告等の解除 市長は、災害による危険が去ったと認めるときは、避難勧告等を解除する。 解除の伝達は、(3)の伝達手段から状況に応じて選択して実施する。</p> <p>(5) 略</p>	<p>解除の伝達方法 の修正</p>																																
<p>地震・津波 災害対策編 P55</p> <p>第2章</p>	<p>3. 津波警報等の情報収集伝達体制 【災対本部事務局、消防部、仙台管区気象台】</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報 (中略) 津波警報等と共に発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチ ュードが8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をも とに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や 「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表 した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高 さも数値で発表する。 (以下略)</p>	<p>2. 津波警報等の情報収集伝達体制 【災対本部事務局、消防部、仙台管区気象台】</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報 (中略) 津波警報等と共に発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチ ュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに 津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高 い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した 場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも 数値で発表する。 (以下略)</p>	<p>表記の適正化</p>																																

(2) 略

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

《津波予報の発表基準と発表内容》

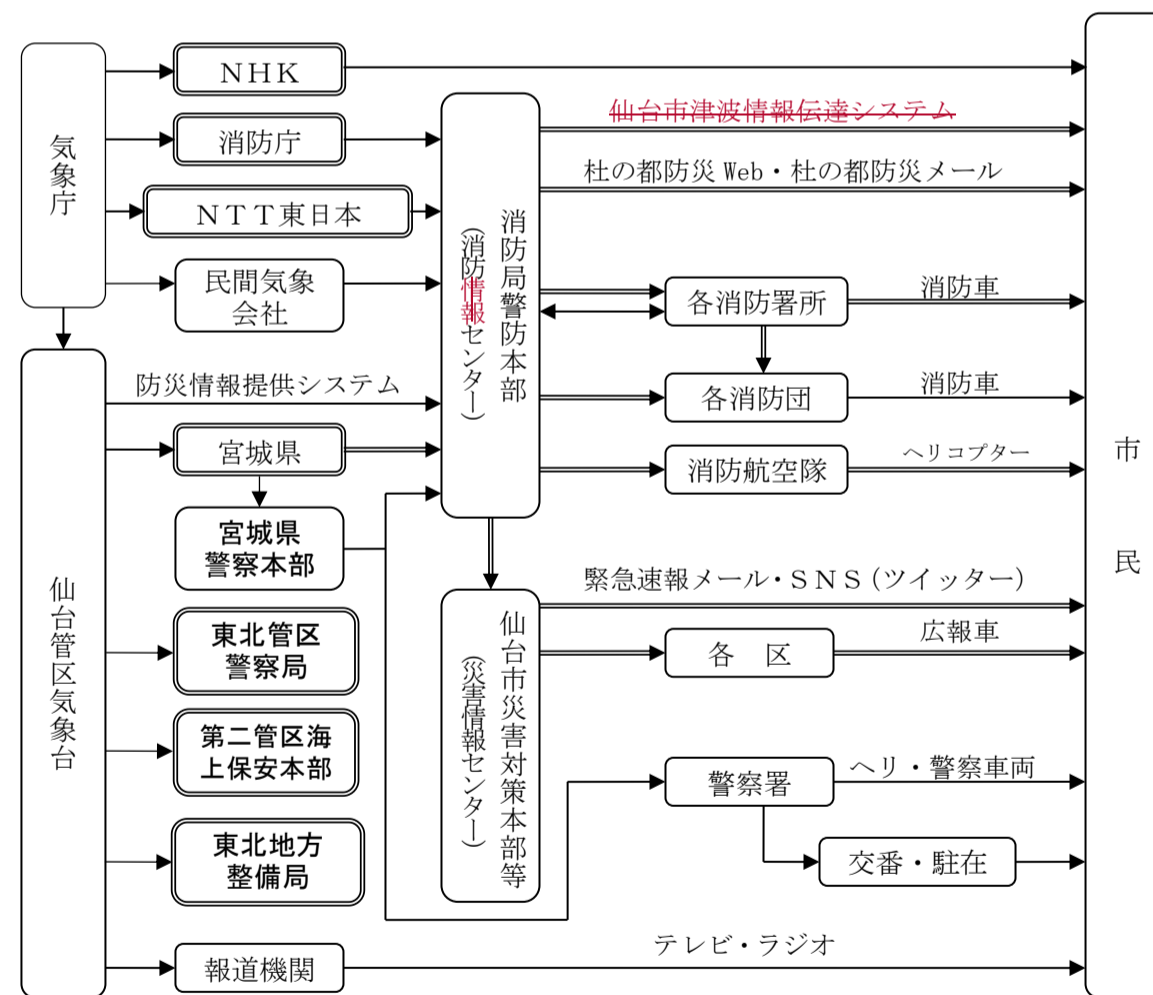
	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 略

(5) 津波警報等の収集伝達

(中略)

〈津波警報等の伝達系統図〉



注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

(2) 略

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

《津波予報の発表基準と発表内容》

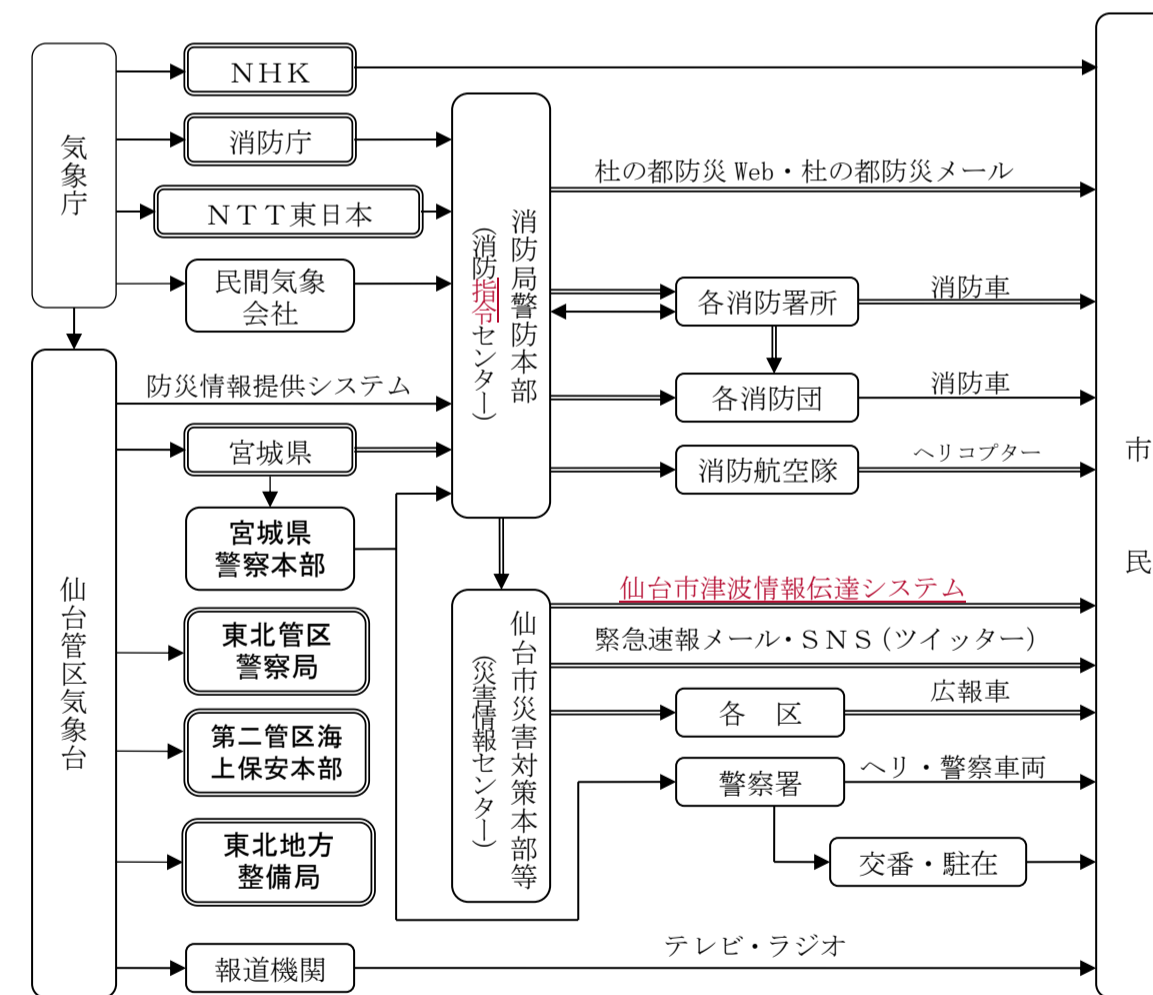
	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 略

(5) 津波警報等の収集伝達

(中略)

〈津波警報等の伝達系統図〉



注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

表記の適正化

仙台市津波情報伝達システムの経路の修正

地震・津波
災害対策編
P67-69
第2章
第7節
災害情報の
収集伝達計
画

1. 災害情報の収集・伝達

震災の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、地震・津波が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行う。

- (1) 略
(2) 災対本部が行う情報収集

ア 各部及び区本部の情報収集

(中略)

情報区分	収集する情報の内容	担当部局
消防情報	<ul style="list-style-type: none"> 119番通報の入電状況 火災発生状況及び延焼状況 救助、救急事案の発生状況及び対応状況 危険物施設等の被害状況 ガス漏れ等の発生状況 	消防部
避難情報	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難の状況 避難勧告、指示(緊急)の発令状況 避難世帯数及び避難者数 避難所の設置状況 	区本部
医療救護情報	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関の被害状況 応急救護所等の設置状況 	健康福祉部
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> その他被害箇所と被害の程度 その他必要な情報等 	ブロック塀倒壊がけ崩れ 災対本部
		その他 所管部

イ 防災関係機関からの情報収集

災対本部事務局、各部及び区本部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集する。

収集担当	収集する情報	収集先
災対本部事務局	地震・津波の情報、津波警報・注意報等	仙台管区气象台
	ライフラインの被害(停電戸数、通信不通回線数)と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社
	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)仙台支社
	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課
	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング	
健康福祉部	医療施設の被害と診療状況等	仙台市医師会 仙台市歯科医師会 仙台市薬剤師会
都市整備部	県管理砂防施設等の被害と復旧状況等	仙台土木事務所
建設部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	仙台河川国道事務所
	県管理橋梁の被害と復旧状況等	仙台土木事務所 大河原土木事務所
	東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路の被害と復旧状況等	NEXCO東日本(株)東北支社
	国管理河川の被害と復旧状況等	仙台河川国道事務所
	県管理河川の被害と復旧状況等	仙台土木事務所
区本部	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	市内各警察署

1. 災害情報の収集・伝達

震災の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、地震・津波が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行う。

- (1) 略
(2) 災対本部が行う情報収集

ア 各部及び区本部の情報収集

(中略)

情報区分	収集する情報の内容	担当部局
消防情報	<ul style="list-style-type: none"> 119番通報の入電状況 火災発生状況及び延焼状況 救助、救急事案の発生状況及び対応状況 危険物施設等の被害状況 ガス漏れ等の発生状況 	消防部
避難情報	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難の状況 避難勧告等の発令状況 避難世帯数及び避難者数 避難所の設置状況 	区本部
医療救護情報	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関の被害状況 応急救護所等の設置状況 	健康福祉部
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> その他被害箇所と被害の程度 その他必要な情報等 	ブロック塀倒壊がけ崩れ 災対本部
		その他 所管部

イ 防災関係機関からの情報収集

災対本部事務局、各部及び区本部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集する。

収集担当	収集する情報	収集先
災対本部事務局	地震・津波の情報、津波警報・注意報等	仙台管区气象台
	ライフラインの被害(停電戸数、通信不通回線数)と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社
	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)仙台支社
	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課
	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング	
健康福祉部	医療施設の被害と診療状況等	仙台市医師会 仙台市歯科医師会 仙台市薬剤師会
都市整備部	県管理砂防施設等の被害と復旧状況等	仙台土木事務所
建設部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	東北地方整備局 仙台河川国道事務所
	県管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	仙台土木事務所 大河原土木事務所
	東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路の被害と復旧状況等	NEXCO東日本(株)東北支社
	国管理河川の被害と復旧状況等	仙台河川国道事務所
	県管理河川の被害と復旧状況等	仙台土木事務所
区本部	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	市内各警察署

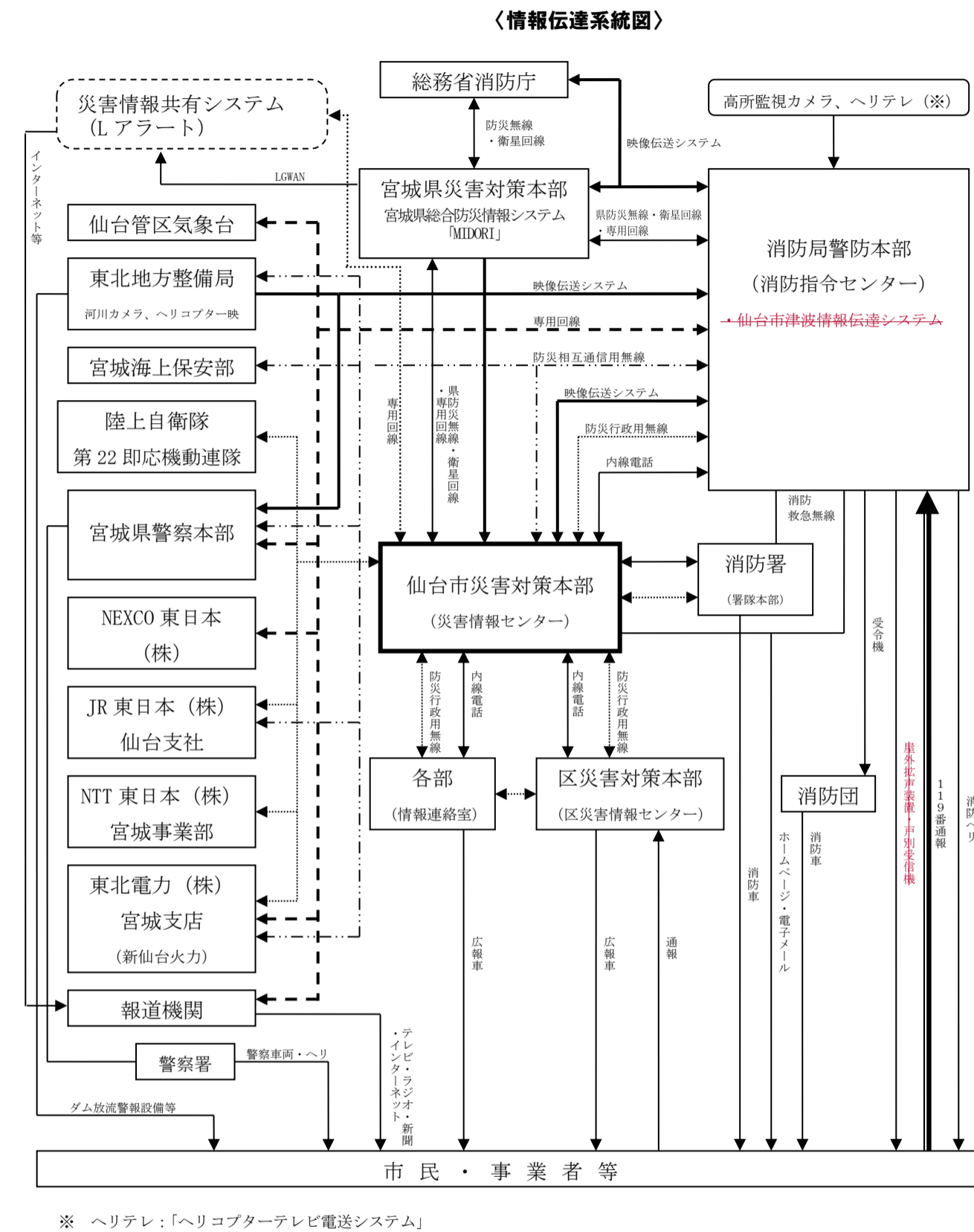
表現の修正

機関名の修正

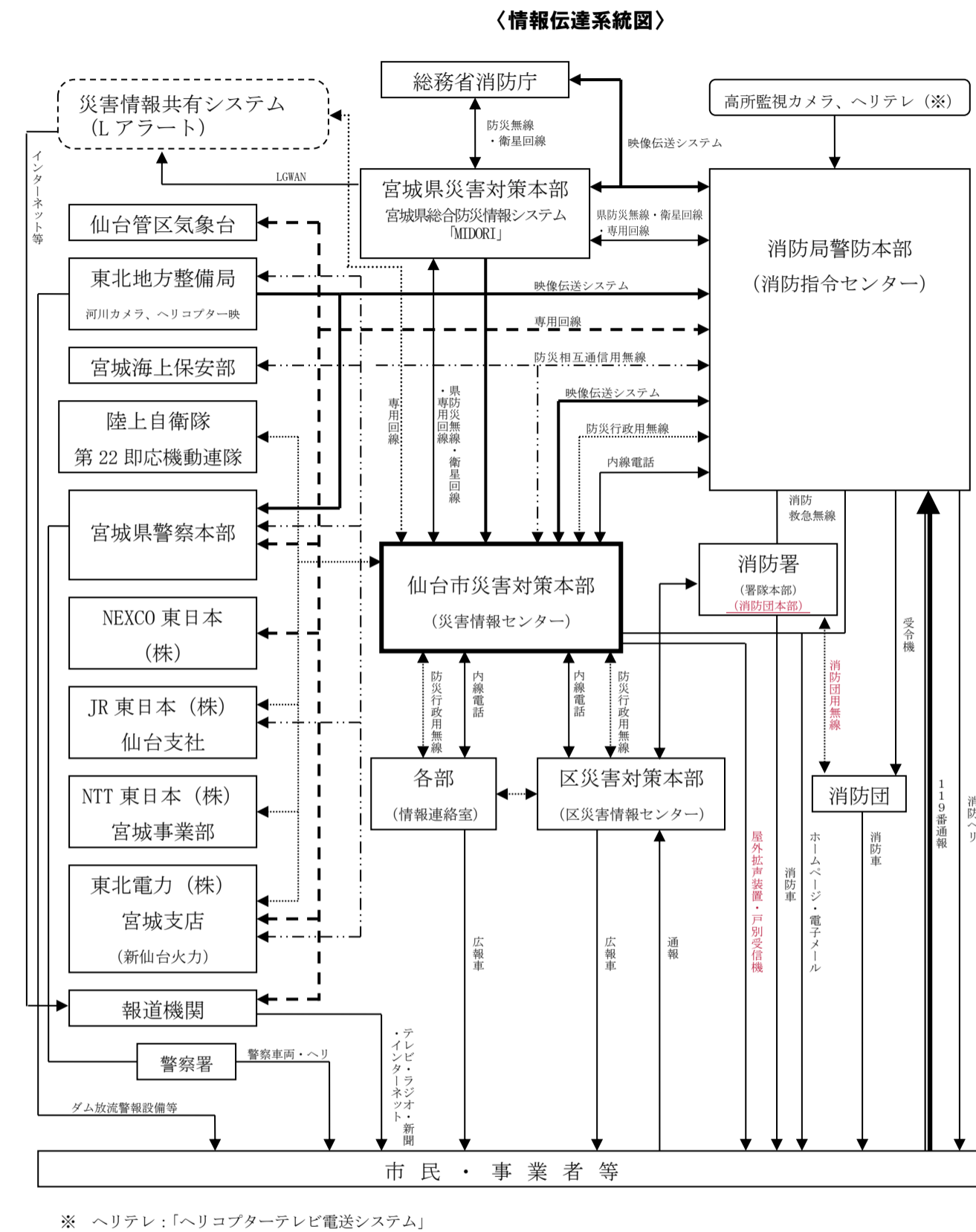
県管理道路の追加

機関名の修正

(3) 情報連絡体制
(中略)



(3) 情報連絡体制
(中略)



消防団本部及び
消防団用無線の
追加

仙台市災害対策
本部から屋外拡
声装置・個別受
信機を通じて情
報伝達するよう
修正

地震・津波
災害対策編
P76
第2章
第8節
災害広報・

3. 広報活動 【災対本部事務局、まちづくり政策部、市民部、健康福祉部、文化観光部、区本部】
災害発生時の被害状況を踏まえ、広報の対象、手段、目的等を勘案し、適切な広報媒体を選択することにより、効果的な広報を行う。なお、その際には、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した広報を行う。
(1) 略

4. 広報活動 【災対本部事務局、まちづくり政策部、市民部、健康福祉部、文化観光部、区本部】
災害発生時の被害状況を踏まえ、広報の対象、手段、目的等を勘案し、適切な広報媒体を選択することにより、効果的な広報を行う。なお、その際には、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した広報を行う。
(1) 略

<p>広聴計画</p>	<p>(2) 広報の方法</p> <p>ア 報道機関との連携</p> <p>①略</p> <p>②報道機関に対する情報提供</p> <p>災害時は、記者会見、記者説明、資料提供等により、報道機関を通じて市民に情報を伝える必要がある。そのため、災対本部事務局は、被害状況、避難の勧告・指示(緊急)の状況、市民及び被災者に対する注意事項等の情報提供に努める。</p> <p>また、大規模災害時の初動期には、報道対応に混乱を来さないよう、仙台市政記者会の協力を得て、円滑な情報提供に努める。</p> <p>各部及び区本部に関する情報提供、取材については、原則として各部及び区本部で対応する。各部及び各区本部は、原則として事前に情報提供、取材内容を災対本部事務局に報告した上で、速やかに対応する。</p> <p>なお、外国報道機関への対応に当たっては、文化観光部の協力を得て行う。</p> <p>イ ~ エ 略</p> <p>(3) ~ (5) 略</p>	<p>(2) 広報の方法</p> <p>ア 報道機関との連携</p> <p>①略</p> <p>②報道機関に対する情報提供</p> <p>災害時は、記者会見、記者説明、資料提供等により、報道機関を通じて市民に情報を伝える必要がある。そのため、災対本部事務局は、被害状況、<u>避難勧告等</u>の状況、市民及び被災者に対する注意事項等の情報提供に努める。</p> <p>また、大規模災害時の初動期には、報道対応に混乱を来さないよう、仙台市政記者会の協力を得て、円滑な情報提供に努める。</p> <p>各部及び区本部に関する情報提供、取材については、原則として各部及び区本部で対応する。各部及び各区本部は、原則として事前に情報提供、取材内容を災対本部事務局に報告した上で、速やかに対応する。</p> <p>なお、外国報道機関への対応に当たっては、文化観光部の協力を得て行う。</p> <p>イ ~ エ 略</p> <p>(3) ~ (5) 略</p>	<p>表現の修正</p>																								
<p>地震・津波 災害対策編 P107 第2章 第13節 災害時要援 護者への対 応計画</p>	<p>5. 外国人支援対策 【文化観光部】</p> <p>災害時に、仙台国際センターに仙台市災害多言語支援センターを設置し、同センターを運営する仙台観光国際協会と共に、外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集するほか、多言語による情報提供・相談にも対応する。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p>	<p>5. 外国人支援対策 【文化観光部】</p> <p>災害時に、<u>仙台多文化共生センター(仙台国際センター内)</u>に仙台市災害多言語支援センターを設置し、同センターを運営する仙台観光国際協会と共に、外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集するほか、多言語による情報提供・相談にも対応する。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p>	<p>仙台多文化共生 センターへ修正</p>																								
<p>地震・津波 災害対策編 P128 第2章 第17節 二次災害の 防止</p>	<p>5. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="347 1224 1225 1802"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告又は指示(緊急)の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告又は指示(緊急)の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事 </td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における大気汚染の防止に関する事 ・災害時における公共用水域等の水質汚濁の防止に関する事 </td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設の保全及びその総括に関する事 </td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・所管整備地区等の保全に関する事 ・宅地災害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関する事 ・土砂災害危険区域等の安全確認に関する事 ・被災建物の応急危険度判定の総括に関する事 ・(ア)被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・(イ)公共施設(指定避難所等に限る。)の短期的な安全性確認の支援に関する事 ・被災宅地の危険度判定の総括に関する事 ・被災宅地危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・宅地災害に伴う避難の勧告又は指示の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する事 </td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	災対本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告又は指示(緊急)の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告又は指示(緊急)の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事 	環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における大気汚染の防止に関する事 ・災害時における公共用水域等の水質汚濁の防止に関する事 	経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設の保全及びその総括に関する事 	都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管整備地区等の保全に関する事 ・宅地災害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関する事 ・土砂災害危険区域等の安全確認に関する事 ・被災建物の応急危険度判定の総括に関する事 ・(ア)被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・(イ)公共施設(指定避難所等に限る。)の短期的な安全性確認の支援に関する事 ・被災宅地の危険度判定の総括に関する事 ・被災宅地危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・宅地災害に伴う避難の勧告又は指示の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する事 	建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 	<p>2. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="1512 1224 2390 1802"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難勧告等</u>の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・<u>避難勧告等</u>の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事 </td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における大気汚染の防止に関する事 ・災害時における公共用水域等の水質汚濁の防止に関する事 </td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設の保全及びその総括に関する事 </td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・所管整備地区等の保全に関する事 ・宅地災害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関する事 ・土砂災害危険区域等の安全確認に関する事 ・被災建物の応急危険度判定の総括に関する事 ・(ア)被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・(イ)公共施設(指定避難所等に限る。)の短期的な安全性確認の支援に関する事 ・被災宅地の危険度判定の総括に関する事 ・被災宅地危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・宅地災害に伴う<u>避難勧告等</u>の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する事 </td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 ・道路、橋梁等の保全及びその総括に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	災対本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難勧告等</u>の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・<u>避難勧告等</u>の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事 	環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における大気汚染の防止に関する事 ・災害時における公共用水域等の水質汚濁の防止に関する事 	経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設の保全及びその総括に関する事 	都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管整備地区等の保全に関する事 ・宅地災害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関する事 ・土砂災害危険区域等の安全確認に関する事 ・被災建物の応急危険度判定の総括に関する事 ・(ア)被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・(イ)公共施設(指定避難所等に限る。)の短期的な安全性確認の支援に関する事 ・被災宅地の危険度判定の総括に関する事 ・被災宅地危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・宅地災害に伴う<u>避難勧告等</u>の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する事 	建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 ・道路、橋梁等の保全及びその総括に関する事 	<p>表現の修正</p>
実施機関	担当業務																										
災対本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告又は指示(緊急)の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告又は指示(緊急)の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事 																										
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における大気汚染の防止に関する事 ・災害時における公共用水域等の水質汚濁の防止に関する事 																										
経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設の保全及びその総括に関する事 																										
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管整備地区等の保全に関する事 ・宅地災害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関する事 ・土砂災害危険区域等の安全確認に関する事 ・被災建物の応急危険度判定の総括に関する事 ・(ア)被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・(イ)公共施設(指定避難所等に限る。)の短期的な安全性確認の支援に関する事 ・被災宅地の危険度判定の総括に関する事 ・被災宅地危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・宅地災害に伴う避難の勧告又は指示の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する事 																										
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 																										
実施機関	担当業務																										
災対本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難勧告等</u>の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・<u>避難勧告等</u>の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事 																										
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における大気汚染の防止に関する事 ・災害時における公共用水域等の水質汚濁の防止に関する事 																										
経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設の保全及びその総括に関する事 																										
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管整備地区等の保全に関する事 ・宅地災害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関する事 ・土砂災害危険区域等の安全確認に関する事 ・被災建物の応急危険度判定の総括に関する事 ・(ア)被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・(イ)公共施設(指定避難所等に限る。)の短期的な安全性確認の支援に関する事 ・被災宅地の危険度判定の総括に関する事 ・被災宅地危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・宅地災害に伴う<u>避難勧告等</u>の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する事 																										
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 ・道路、橋梁等の保全及びその総括に関する事 																										

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="347 256 512 430"></td> <td data-bbox="512 256 1225 430"> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の保全及びその総括に関する事 ・街路樹等の災害防止、被害調査及び応急復旧の集約に関する事 ・公園及び緑地の保全に関する事 ・下水道の保全に関する事 ・飼育動物の保護に関する事 ・危険動物の逃走防止対策に関する事 ・所管の河川等の保全に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 430 512 634">消 防 部</td> <td data-bbox="512 430 1225 634"> <ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物、危険物施設及び高圧ガス施設並びに火薬類関係施設の応急措置の指導に関する事 ・避難勧告又は指示(緊急)の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告又は指示(緊急)の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 634 512 793">区 本 部</td> <td data-bbox="512 634 1225 793"> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、緑地等の災害防止、被害調査及び応急復旧に関する事 ・被災建物に係る応急危険度判定及び危険建物に対する指導に関する事 ・避難勧告又は指示(緊急)の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告又は指示(緊急)の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の保全及びその総括に関する事 ・街路樹等の災害防止、被害調査及び応急復旧の集約に関する事 ・公園及び緑地の保全に関する事 ・下水道の保全に関する事 ・飼育動物の保護に関する事 ・危険動物の逃走防止対策に関する事 ・所管の河川等の保全に関する事 	消 防 部	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物、危険物施設及び高圧ガス施設並びに火薬類関係施設の応急措置の指導に関する事 ・避難勧告又は指示(緊急)の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告又は指示(緊急)の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関する事 	区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、緑地等の災害防止、被害調査及び応急復旧に関する事 ・被災建物に係る応急危険度判定及び危険建物に対する指導に関する事 ・避難勧告又は指示(緊急)の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告又は指示(緊急)の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1515 256 1680 410"></td> <td data-bbox="1680 256 2393 410"> <ul style="list-style-type: none"> ・街路樹等の災害防止、被害調査及び応急復旧の集約に関する事 ・公園及び緑地の保全に関する事 ・下水道の保全に関する事 ・飼育動物の保護に関する事 ・危険動物の逃走防止対策に関する事 ・所管の河川等の保全に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1515 410 1680 613">消 防 部</td> <td data-bbox="1680 410 2393 613"> <ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物、危険物施設及び高圧ガス施設並びに火薬類関係施設の応急措置の指導に関する事 ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1515 613 1680 793">区 本 部</td> <td data-bbox="1680 613 2393 793"> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、緑地等の災害防止、被害調査及び応急復旧に関する事 ・被災建物に係る応急危険度判定及び危険建物に対する指導に関する事 ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹等の災害防止、被害調査及び応急復旧の集約に関する事 ・公園及び緑地の保全に関する事 ・下水道の保全に関する事 ・飼育動物の保護に関する事 ・危険動物の逃走防止対策に関する事 ・所管の河川等の保全に関する事 	消 防 部	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物、危険物施設及び高圧ガス施設並びに火薬類関係施設の応急措置の指導に関する事 ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関する事 	区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、緑地等の災害防止、被害調査及び応急復旧に関する事 ・被災建物に係る応急危険度判定及び危険建物に対する指導に関する事 ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 																			
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の保全及びその総括に関する事 ・街路樹等の災害防止、被害調査及び応急復旧の集約に関する事 ・公園及び緑地の保全に関する事 ・下水道の保全に関する事 ・飼育動物の保護に関する事 ・危険動物の逃走防止対策に関する事 ・所管の河川等の保全に関する事 																																
消 防 部	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物、危険物施設及び高圧ガス施設並びに火薬類関係施設の応急措置の指導に関する事 ・避難勧告又は指示(緊急)の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告又は指示(緊急)の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関する事 																																
区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、緑地等の災害防止、被害調査及び応急復旧に関する事 ・被災建物に係る応急危険度判定及び危険建物に対する指導に関する事 ・避難勧告又は指示(緊急)の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告又は指示(緊急)の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 																																
	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹等の災害防止、被害調査及び応急復旧の集約に関する事 ・公園及び緑地の保全に関する事 ・下水道の保全に関する事 ・飼育動物の保護に関する事 ・危険動物の逃走防止対策に関する事 ・所管の河川等の保全に関する事 																																
消 防 部	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物、危険物施設及び高圧ガス施設並びに火薬類関係施設の応急措置の指導に関する事 ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関する事 																																
区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、緑地等の災害防止、被害調査及び応急復旧に関する事 ・被災建物に係る応急危険度判定及び危険建物に対する指導に関する事 ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 																																
<p>地震・津波 災害対策編 P135 第2章 第18節 災害支援活動のサポート</p>	<p style="text-align: center;">〔健康福祉部、市民部、各部、区本部、専門ボランティア関係各部、仙台市社会福祉協議会〕</p> <p>本節では、災害時のボランティアやNPO等による支援活動が円滑に行われるために、必要な支援体制について定める。</p> <p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民部</td> <td>・NGO、NPO等の活動支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・仙台市(区)災害ボランティアセンターとの連絡に関する事</td> </tr> <tr> <td>各部</td> <td>・各部内の支援ニーズの把握に関する事</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>・区本部内の支援ニーズの把握に関する事 ・区災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>専門ボランティア関係各部</td> <td>・専門ボランティアの要請、受入れ、調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>仙台市社会福祉協議会</td> <td>・仙台市(区)災害ボランティアセンターに関する事 ・ボランティア関係機関等との連絡調整に関する事 ・その他ボランティア活動の推進に必要な事項に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	市民部	・NGO、NPO等の活動支援に関する事	健康福祉部	・仙台市(区)災害ボランティアセンターとの連絡に関する事	各部	・各部内の支援ニーズの把握に関する事	区本部	・区本部内の支援ニーズの把握に関する事 ・区災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事	専門ボランティア関係各部	・専門ボランティアの要請、受入れ、調整に関する事	仙台市社会福祉協議会	・仙台市(区)災害ボランティアセンターに関する事 ・ボランティア関係機関等との連絡調整に関する事 ・その他ボランティア活動の推進に必要な事項に関する事	<p style="text-align: center;">〔災対本部事務局、健康福祉部、市民部、各部、区本部、専門ボランティア関係各部、仙台市社会福祉協議会〕</p> <p>本節では、災害時のボランティアやNPO等による支援活動が円滑に行われるために、必要な支援体制について定める。</p> <p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td>仙台市(区)災害ボランティアセンターの設置判断に関する事</td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>・NGO、NPO等の活動支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・仙台市(区)災害ボランティアセンターとの連絡に関する事</td> </tr> <tr> <td>各部</td> <td>・各部内の支援ニーズの把握に関する事</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>・区本部内の支援ニーズの把握に関する事 ・区災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>専門ボランティア関係各部</td> <td>・専門ボランティアの要請、受入れ、調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>仙台市社会福祉協議会</td> <td>・仙台市(区)災害ボランティアセンターに関する事 ・ボランティア関係機関等との連絡調整に関する事 ・その他ボランティア活動の推進に必要な事項に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	災対本部事務局	仙台市(区)災害ボランティアセンターの設置判断に関する事	市民部	・NGO、NPO等の活動支援に関する事	健康福祉部	・仙台市(区)災害ボランティアセンターとの連絡に関する事	各部	・各部内の支援ニーズの把握に関する事	区本部	・区本部内の支援ニーズの把握に関する事 ・区災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事	専門ボランティア関係各部	・専門ボランティアの要請、受入れ、調整に関する事	仙台市社会福祉協議会	・仙台市(区)災害ボランティアセンターに関する事 ・ボランティア関係機関等との連絡調整に関する事 ・その他ボランティア活動の推進に必要な事項に関する事	<p>災対本部事務局の追加</p>
実施機関	担当業務																																
市民部	・NGO、NPO等の活動支援に関する事																																
健康福祉部	・仙台市(区)災害ボランティアセンターとの連絡に関する事																																
各部	・各部内の支援ニーズの把握に関する事																																
区本部	・区本部内の支援ニーズの把握に関する事 ・区災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事																																
専門ボランティア関係各部	・専門ボランティアの要請、受入れ、調整に関する事																																
仙台市社会福祉協議会	・仙台市(区)災害ボランティアセンターに関する事 ・ボランティア関係機関等との連絡調整に関する事 ・その他ボランティア活動の推進に必要な事項に関する事																																
実施機関	担当業務																																
災対本部事務局	仙台市(区)災害ボランティアセンターの設置判断に関する事																																
市民部	・NGO、NPO等の活動支援に関する事																																
健康福祉部	・仙台市(区)災害ボランティアセンターとの連絡に関する事																																
各部	・各部内の支援ニーズの把握に関する事																																
区本部	・区本部内の支援ニーズの把握に関する事 ・区災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事																																
専門ボランティア関係各部	・専門ボランティアの要請、受入れ、調整に関する事																																
仙台市社会福祉協議会	・仙台市(区)災害ボランティアセンターに関する事 ・ボランティア関係機関等との連絡調整に関する事 ・その他ボランティア活動の推進に必要な事項に関する事																																
<p>地震・津波 災害対策編 P135 第2章 第18節 災害支援活動のサポート</p>	<p>3. 一般ボランティアの受入れ 〔仙台市社会福祉協議会〕</p> <p>仙台市(区)災害ボランティアセンターを公設民営で設置し、一般ボランティアの受入れを行う。仙台市(区)災害ボランティアセンターでは、一般ボランティアの受入れのほか、被災者支援ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整などのコーディネートを行う。</p>	<p>3. 一般ボランティアの受入れ 〔災対本部事務局、仙台市社会福祉協議会〕</p> <p>仙台市(区)災害ボランティアセンターを公設民営で設置し、一般ボランティアの受入れを行う。仙台市(区)災害ボランティアセンターでは、一般ボランティアの受入れのほか、被災者支援ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整などのコーディネートを行う。</p>	<p>災対本部事務局の追加</p>																														

<p>地震・津波 災害対策編 P137 第2章 第18節 災害支援活 動のサポ ート</p>	<p>4. 専門ボランティアの受入れ 【危機管理室、健康福祉部、都市整備部、文化観光部、水道部】 専門ボランティアの要請、受入れ、連絡・調整等については、関係各部等に対応する。</p> <table border="1" data-bbox="347 343 1201 379"> <thead> <tr> <th>区 分 (担当部)</th> <th>主 な 対 応 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定士 (都 市 整 備 部)</td> <td>宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(略)</p>	区 分 (担当部)	主 な 対 応 内 容	被災建築物応急危険度判定士 (都 市 整 備 部)	宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。	<p>4. 専門ボランティアの受入れ 【危機管理室、健康福祉部、都市整備部、文化観光部、水道部】 専門ボランティアの要請、受入れ、連絡・調整等については、関係各部等に対応する。</p> <table border="1" data-bbox="1521 343 2375 379"> <thead> <tr> <th>区 分 (担当部)</th> <th>主 な 対 応 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定士 (都 市 整 備 部)</td> <td>都市整備部にて関係団体に対して民間判定士の協力要請を行う。また、一部の特定の施設については、事前に定めた方法により民間判定士が自動的に参集し、担当する施設の判定等を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(略)</p>	区 分 (担当部)	主 な 対 応 内 容	被災建築物応急危険度判定士 (都 市 整 備 部)	都市整備部にて関係団体に対して民間判定士の協力要請を行う。また、一部の特定の施設については、事前に定めた方法により民間判定士が自動的に参集し、担当する施設の判定等を行う。	<p>仙台市から直接 要請を行うこと を踏まえた修正</p>																						
区 分 (担当部)	主 な 対 応 内 容																																
被災建築物応急危険度判定士 (都 市 整 備 部)	宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。																																
区 分 (担当部)	主 な 対 応 内 容																																
被災建築物応急危険度判定士 (都 市 整 備 部)	都市整備部にて関係団体に対して民間判定士の協力要請を行う。また、一部の特定の施設については、事前に定めた方法により民間判定士が自動的に参集し、担当する施設の判定等を行う。																																
<p>地震・津波 災害対策編 P148 第2章 第21節 行方不明者 の捜索・遺 体の収容等 に関する計 画</p>	<p>【健康福祉部、消防部、区本部、宮城海上保安部、日本赤十字社宮城県支部、宮城県警察本部】</p> <p>本節では、災害に伴い行方不明となった市民の捜索及び遺体の収容等に関する事項について定める。</p> <p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="335 737 1180 1120"> <thead> <tr> <th>実 施 機 関</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健 康 福 祉 部</td> <td>・遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関する事 ・葬祭業者との連絡調整に関する事 ・墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td>消 防 部</td> <td>・行方不明者の捜索に関する事</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> <td>・遺体安置所の開設及び運営に関する事</td> </tr> <tr> <td>宮城海上保安部</td> <td>・行方不明者の捜索に関する事 ・遺体の検視・見分に関する事</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 宮 城 県 支 部</td> <td>・遺体の処理に関する事</td> </tr> <tr> <td>宮城県警察本部</td> <td>・行方不明者の捜索に関する事 ・遺体の検視・見分に関する事</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 行方不明者の捜索 【消防部、宮城海上保安部、宮城県警察本部】</p> <p>仙台市は、災害救助法が適用された場合、災害現場の状況に応じて防災関係機関等の協力を得て、生存の可能性のあるものを優先して行方不明者の捜索を行う。</p> <p>また、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の捜索を行う。</p>	実 施 機 関	担 当 業 務	健 康 福 祉 部	・遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関する事 ・葬祭業者との連絡調整に関する事 ・墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関する事	消 防 部	・行方不明者の捜索に関する事	区 本 部	・遺体安置所の開設及び運営に関する事	宮城海上保安部	・行方不明者の捜索に関する事 ・遺体の検視・見分に関する事	日本赤十字社 宮 城 県 支 部	・遺体の処理に関する事	宮城県警察本部	・行方不明者の捜索に関する事 ・遺体の検視・見分に関する事	<p>【<u>災対本部事務局</u>、健康福祉部、消防部、区本部、宮城海上保安部、日本赤十字社宮城県支部、宮城県警察本部】</p> <p>本節では、災害に伴い行方不明となった市民の捜索及び遺体の収容等に関する事項について定める。</p> <p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="1506 737 2351 1162"> <thead> <tr> <th>実 施 機 関</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>災対本部事務局</u></td> <td>・<u>行方不明者の捜索の総括に関する事</u></td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 部</td> <td>・遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関する事 ・葬祭業者との連絡調整に関する事 ・墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td>消 防 部</td> <td>・行方不明者の捜索に関する事</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> <td>・遺体安置所の開設及び運営に関する事</td> </tr> <tr> <td>宮城海上保安部</td> <td>・行方不明者の捜索に関する事 ・遺体の検視・見分に関する事</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 宮 城 県 支 部</td> <td>・遺体の処理に関する事</td> </tr> <tr> <td>宮城県警察本部</td> <td>・行方不明者の捜索に関する事 ・遺体の検視・見分に関する事</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 行方不明者の捜索 【<u>災対本部事務局</u>、消防部、宮城海上保安部、宮城県警察本部】</p> <p>仙台市は、災害救助法が適用された場合、災害現場の状況に応じて防災関係機関等の協力を得て、生存の可能性のあるものを優先して行方不明者の捜索を行う。</p> <p>また、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の捜索を行う。</p>	実 施 機 関	担 当 業 務	<u>災対本部事務局</u>	・ <u>行方不明者の捜索の総括に関する事</u>	健 康 福 祉 部	・遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関する事 ・葬祭業者との連絡調整に関する事 ・墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関する事	消 防 部	・行方不明者の捜索に関する事	区 本 部	・遺体安置所の開設及び運営に関する事	宮城海上保安部	・行方不明者の捜索に関する事 ・遺体の検視・見分に関する事	日本赤十字社 宮 城 県 支 部	・遺体の処理に関する事	宮城県警察本部	・行方不明者の捜索に関する事 ・遺体の検視・見分に関する事	<p>災対本部事務局 の追加</p> <p>災対本部事務局 の追加</p>
実 施 機 関	担 当 業 務																																
健 康 福 祉 部	・遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関する事 ・葬祭業者との連絡調整に関する事 ・墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関する事																																
消 防 部	・行方不明者の捜索に関する事																																
区 本 部	・遺体安置所の開設及び運営に関する事																																
宮城海上保安部	・行方不明者の捜索に関する事 ・遺体の検視・見分に関する事																																
日本赤十字社 宮 城 県 支 部	・遺体の処理に関する事																																
宮城県警察本部	・行方不明者の捜索に関する事 ・遺体の検視・見分に関する事																																
実 施 機 関	担 当 業 務																																
<u>災対本部事務局</u>	・ <u>行方不明者の捜索の総括に関する事</u>																																
健 康 福 祉 部	・遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関する事 ・葬祭業者との連絡調整に関する事 ・墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関する事																																
消 防 部	・行方不明者の捜索に関する事																																
区 本 部	・遺体安置所の開設及び運営に関する事																																
宮城海上保安部	・行方不明者の捜索に関する事 ・遺体の検視・見分に関する事																																
日本赤十字社 宮 城 県 支 部	・遺体の処理に関する事																																
宮城県警察本部	・行方不明者の捜索に関する事 ・遺体の検視・見分に関する事																																
<p>地震・津波 災害対策編 P172 第2章 第26節 応急給水・ 水道復旧計 画</p>	<p>【環境部、水道部、区本部】</p> <p>本節では、風水害等の災害の発生に伴う断水等により、飲料水や生活用水を確保することができない市民に対し、必要となる飲料水の応急給水の実施方法及び水道施設の復旧計画や生活用水の確保について定める。</p> <p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="314 1545 1201 1752"> <thead> <tr> <th>実 施 機 関</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環 境 部</td> <td>・災害応急用井戸の活用の推進に関する事</td> </tr> <tr> <td>水 道 部</td> <td>・応急給水の実施に関する事 ・水道施設の復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> <td>・浄水機の活用に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	実 施 機 関	担 当 業 務	環 境 部	・災害応急用井戸の活用の推進に関する事	水 道 部	・応急給水の実施に関する事 ・水道施設の復旧に関する事	区 本 部	・浄水機の活用に関する事	<p>【環境部、水道部、<u>各部</u>、区本部】</p> <p>本節では、風水害等の災害の発生に伴う断水等により、飲料水や生活用水を確保することができない市民に対し、必要となる飲料水の応急給水の実施方法及び水道施設の復旧計画や生活用水の確保について定める。</p> <p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="1486 1545 2372 1711"> <thead> <tr> <th>実 施 機 関</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環 境 部</td> <td>・災害応急用井戸の活用の推進に関する事</td> </tr> <tr> <td>水 道 部</td> <td>・応急給水の実施に関する事 ・水道施設の復旧に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	実 施 機 関	担 当 業 務	環 境 部	・災害応急用井戸の活用の推進に関する事	水 道 部	・応急給水の実施に関する事 ・水道施設の復旧に関する事	<p>各部の追加</p> <p>区本部の削除</p>																
実 施 機 関	担 当 業 務																																
環 境 部	・災害応急用井戸の活用の推進に関する事																																
水 道 部	・応急給水の実施に関する事 ・水道施設の復旧に関する事																																
区 本 部	・浄水機の活用に関する事																																
実 施 機 関	担 当 業 務																																
環 境 部	・災害応急用井戸の活用の推進に関する事																																
水 道 部	・応急給水の実施に関する事 ・水道施設の復旧に関する事																																

<p>地震・津波 災害対策編 P173 第2章 第26節 応急給水・ 水道復旧計 画</p>	<p>3. 応急給水計画 【水道部】</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 応急給水用資機材</p> <p style="text-align: right;">平成30年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">品名</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">数量</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">容量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給水タンク車</td> <td style="text-align: center;">3台</td> <td>2 m³ローリー車（圧送可能型）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2台</td> <td>3 m³ローリー車（圧送可能型）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1台</td> <td>4 m³ローリー車（圧送可能型）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アルミタンク</td> <td style="text-align: center;">6基</td> <td>2 m³タンク</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28基</td> <td>1 m³タンク</td> </tr> <tr> <td>組立式仮設水槽</td> <td style="text-align: center;">64基</td> <td>1 m³</td> </tr> <tr> <td>ポリ給水袋</td> <td style="text-align: center;">20,000枚</td> <td>6 ℓ</td> </tr> <tr> <td>ポリ携行缶</td> <td style="text-align: center;">400個</td> <td>20 ℓ</td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	容量等	給水タンク車	3台	2 m ³ ローリー車（圧送可能型）	2台	3 m ³ ローリー車（圧送可能型）	1台	4 m ³ ローリー車（圧送可能型）	アルミタンク	6基	2 m ³ タンク	28基	1 m ³ タンク	組立式仮設水槽	64基	1 m ³	ポリ給水袋	20,000 枚	6 ℓ	ポリ携行缶	400個	20 ℓ	<p>3. 応急給水計画 【水道部】</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 応急給水用資機材</p> <p style="text-align: right;">平成30年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">品名</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">数量</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">容量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給水タンク車</td> <td style="text-align: center;">3台</td> <td>2 m³ローリー車（圧送可能型）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2台</td> <td>3 m³ローリー車（圧送可能型）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1台</td> <td>4 m³ローリー車（圧送可能型）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アルミタンク</td> <td style="text-align: center;">6基</td> <td>2 m³タンク</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28基</td> <td>1 m³タンク</td> </tr> <tr> <td>組立式仮設水槽</td> <td style="text-align: center;">64基</td> <td>1 m³</td> </tr> <tr> <td>ポリ給水袋</td> <td style="text-align: center;"><u>24,000</u>枚</td> <td>6 ℓ</td> </tr> <tr> <td>ポリ携行缶</td> <td style="text-align: center;">400個</td> <td>20 ℓ</td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	容量等	給水タンク車	3台	2 m ³ ローリー車（圧送可能型）	2台	3 m ³ ローリー車（圧送可能型）	1台	4 m ³ ローリー車（圧送可能型）	アルミタンク	6基	2 m ³ タンク	28基	1 m ³ タンク	組立式仮設水槽	64基	1 m ³	ポリ給水袋	<u>24,000</u> 枚	6 ℓ	ポリ携行缶	400個	20 ℓ	<p style="text-align: right;">数量の変更</p>
品名	数量	容量等																																																	
給水タンク車	3台	2 m ³ ローリー車（圧送可能型）																																																	
	2台	3 m ³ ローリー車（圧送可能型）																																																	
	1台	4 m ³ ローリー車（圧送可能型）																																																	
アルミタンク	6基	2 m ³ タンク																																																	
	28基	1 m ³ タンク																																																	
組立式仮設水槽	64基	1 m ³																																																	
ポリ給水袋	20,000 枚	6 ℓ																																																	
ポリ携行缶	400個	20 ℓ																																																	
品名	数量	容量等																																																	
給水タンク車	3台	2 m ³ ローリー車（圧送可能型）																																																	
	2台	3 m ³ ローリー車（圧送可能型）																																																	
	1台	4 m ³ ローリー車（圧送可能型）																																																	
アルミタンク	6基	2 m ³ タンク																																																	
	28基	1 m ³ タンク																																																	
組立式仮設水槽	64基	1 m ³																																																	
ポリ給水袋	<u>24,000</u> 枚	6 ℓ																																																	
ポリ携行缶	400個	20 ℓ																																																	
<p>地震・津波 災害対策編 P175 第2章 第26節 応急給水・ 水道復旧計 画</p>	<p>8. 応急給水補完対策 【環境部、区本部】</p> <p>主に生活用水の確保という観点から、水道部が実施する応急給水を補完するため、次のような対策を講じる。</p> <p>(1) 浄水機の活用</p> <p style="color: red; font-size: small;">災害発生時において、区本部は、区役所及び総合支所に配置している浄水機を活用し、指定避難所等での給水活動を実施する。</p> <p>(2) 学校プール貯留水等の活用</p> <p>指定避難所においては、学校プールの貯留水等を活用し、生活用水の確保を図る。</p> <p>(3) 井戸水の活用</p> <p>災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活用水の確保が重要である。災害時における地域の生活用水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。</p> <p style="text-align: center;">＜災害応急用井戸登録数＞</p> <p style="text-align: right;">平成31年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;"></th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">青葉区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">宮城野区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">若林区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">太白区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">泉区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">登録井戸数</td> <td style="text-align: center;">131</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td style="text-align: center;">46</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">276</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（資料9-19「災害応急用井戸登録事業所の一覧」参照）</p>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	131	43	46	34	22	276	<p>8. 応急給水補完対策 【環境部、各部、区本部】</p> <p>主に生活用水の確保という観点から、水道部が実施する応急給水を補完するため、次のような対策を講じる。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 学校プール貯留水等の活用</p> <p>指定避難所においては、学校プールの貯留水等を活用し、生活用水の確保を図る。</p> <p>(2) 井戸水の活用</p> <p>災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活用水の確保が重要である。災害時における地域の生活用水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。</p> <p style="text-align: center;">＜災害応急用井戸登録数＞</p> <p style="text-align: right;">令和元年10月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;"></th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">青葉区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">宮城野区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">若林区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">太白区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">泉区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">登録井戸数</td> <td style="text-align: center;">131</td> <td style="text-align: center;"><u>44</u></td> <td style="text-align: center;"><u>47</u></td> <td style="text-align: center;"><u>35</u></td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;"><u>279</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（資料9-19「災害応急用井戸登録事業所の一覧」参照）</p>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	131	<u>44</u>	<u>47</u>	<u>35</u>	22	<u>279</u>	<p>各部の追加</p> <p>浄水機の活用の 削除</p> <p>時点修正</p>																				
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																																													
登録井戸数	131	43	46	34	22	276																																													
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																																													
登録井戸数	131	<u>44</u>	<u>47</u>	<u>35</u>	22	<u>279</u>																																													
<p>地震・津波 災害対策編 P179 第2章 第29節 ガス施設災 害応急計画</p>	<p>1. 災害時の要員確保</p> <p>「仙台市ガス局災害対策要綱」によるほか、震度4以上を観測する地震が発生した場合は、配備指令の有無にかかわらず、あらかじめ指定を受けた職員が自動出動し、被害状況に応じた配備をとる。</p> <p>なお、本市の単独復旧が困難と判断された場合は、「<u>地震・洪水等非常事態における救援措置要綱</u>」（日本ガス協会）に基づき、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請を行うほか、仙台ガス工事協同組合を通じるなどして、仙台市が公認するガス工事人へ応援を要請する。</p> <p>2. 応急復旧用資材の確保</p> <p>緊急時に必要な資材を即時出庫できるよう、ガス管、継手等を幸町構内の資材倉庫に常時2か月分確保しているほか、不足分については他事業者の協力により補充する。</p>	<p>1. 災害時の要員確保</p> <p>「仙台市ガス局災害対策要綱」によるほか、震度4以上を観測する地震が発生した場合は、配備指令の有無にかかわらず、あらかじめ指定を受けた職員が自動出動し、被害状況に応じた配備をとる。</p> <p>なお、本市の単独復旧が困難と判断された場合は、「<u>非常事態における応援要綱</u>」（日本ガス協会）に基づき、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請を行うほか、仙台ガス工事協同組合を通じるなどして、仙台市が公認するガス工事人各社へ応援を要請する。</p> <p>2. 応急復旧用資材の確保</p> <p>緊急時に必要な資材を即時出庫できるよう、ガス管、継手等を幸町構内の資材倉庫に常時2か月分確保しているほか、不足分については他事業者の協力により補充する。</p>	<p>要綱の変更</p>																																																

	<p>3. 緊急措置（供給停止基準） 基準地震計のSI値が30カイン以上となった地域については、製造設備及び供給設備の健全性の確認を行い、二次災害の発生が予測される場合には、単位ブロックで速やかにガス供給を停止する。 更に、基準地震計のSI値が60カイン以上を記録した場合若しくは製造所及び供給所のホルダーの送出量又は整圧器等の圧力の大幅な変動により、供給継続が困難な場合は、単位ブロックで即時にガス供給を停止する。</p> <p>4. ～ 5. 略</p> <p>6. 需要家支援対策 避難所及び早期の供給再開が困難な需要家に対しては、他事業者及び仙台市ガス工事人と協力しながら、代替熱源としてカセットコンロの貸出しを行う。また、医療施設等に対し、必要に応じ移動式ガス発生設備等を設置する。</p>	<p>3. 緊急措置（供給停止基準） 基準地震計のSI値が緊急停止判断基準値以上を記録した場合若しくは製造所及び供給所のホルダーの送出量又は整圧器等の圧力の大幅な変動により供給継続が困難な場合は、二次災害を防止するため、単位ブロックで即時にガス供給を停止する。 更に、基準地震計のSI値が緊急停止判断基準値に達しないブロックにおいても、一定の基準に該当する地域については直ちに緊急巡回点検を行い、ガス漏えいなどによる二次災害の発生が予測される場合は、必要な範囲のガス供給を停止する。</p> <p>4. ～ 5. 略</p> <p>6. 需要家支援対策 医療施設等に対し、必要に応じ移動式ガス発生設備等を設置する。</p>	<p>基準の見直しによる修正</p> <p>カセットコンロ貸出しの削除</p>												
<p>地震・津波災害対策編 P188 第2章 第33節 住宅応急対策計画</p>	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="314 731 1273 1377"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>(庶務班) ・住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びにの決定並びに建設業者との契約の総括の総括に関する事 ・応急仮設住宅の必要戸数の決定に関する事 ・応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅）の入退去等の管理の総括に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅）関係団体への協力要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>(庶務班) ～ (公共建築班) 略 (住宅政策班) ・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備の総括に関する事 ・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設場所及び当該場所における建設戸数の決定に関する事 ・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設用地の提供受入れに関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ公営住宅等）の提供要請・受入れに関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入居者の決定の支援に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入退去等の管理の総括に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の施設の維持管理に関する事 ・市営住宅の保全及び入居者の保護に関する事 ・災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者との連絡調整に関する事 ・被災者の市営住宅への入居に関する事 ・災害公営住宅の計画及び整備に関する事 ・災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	健康福祉部	(庶務班) ・住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びに の決定並びに 建設業者との契約の総括の 総括 に関する事 ・応急仮設住宅の必要戸数の決定に関する事 ・応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅）の入退去等の管理の総括に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅）関係団体への協力要請に関する事	都市整備部	(庶務班) ～ (公共建築班) 略 (住宅政策班) ・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備の総括に関する事 ・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設場所及び当該場所における建設戸数の決定に関する事 ・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設用地の提供受入れに関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ公営住宅等）の 提供要請 ・受入れに関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入居者の決定の支援に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入退去等の管理の総括に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の施設の維持管理に関する事 ・市営住宅の保全及び入居者の保護に関する事 ・災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者との連絡調整に関する事 ・被災者の市営住宅への入居に関する事 ・災害公営住宅の計画及び整備に関する事 ・災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する事	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="1483 731 2441 1446"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>(庶務班) ・住宅の応急修理及び障害物の除去に係る建設業者との契約及び工事費用の支払に関する事 ・応急仮設住宅供与の必要性の判断に関する事 ・応急仮設住宅の必要戸数の決定に関する事 ・応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅）の入退去等の管理の総括に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅）関係団体への協力要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>(庶務班) ～ (公共建築班) 略 (住宅政策班) ・応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する事 ・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備の総括に関する事 ・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設場所及び当該場所における建設戸数の決定に関する事 ・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設用地の提供受入れに関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ公営住宅等）として供与可能な住宅の情報収集・受入れに関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入居者の決定の支援に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入退去等の管理の総括に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の施設の維持管理に関する事 ・市営住宅の保全及び入居者の保護に関する事 ・災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者との連絡調整に関する事 ・被災者の市営住宅への入居に関する事 ・災害公営住宅の計画及び整備に関する事 ・災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	健康福祉部	(庶務班) ・住宅の応急修理及び障害物の除去に係る建設業者との契約及び工事費用の 支払 に関する事 ・ 応急仮設住宅供与の必要性の判断に関する事 ・応急仮設住宅の必要戸数の決定に関する事 ・応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅）の入退去等の管理の総括に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅）関係団体への協力要請に関する事	都市整備部	(庶務班) ～ (公共建築班) 略 (住宅政策班) ・ 応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する事 ・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備の総括に関する事 ・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設場所及び当該場所における建設戸数の決定に関する事 ・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設用地の提供受入れに関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ公営住宅等）として 供与可能な住宅の情報収集 ・受入れに関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入居者の決定の支援に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入退去等の管理の総括に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の施設の維持管理に関する事 ・市営住宅の保全及び入居者の保護に関する事 ・災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者との連絡調整に関する事 ・被災者の市営住宅への入居に関する事 ・災害公営住宅の計画及び整備に関する事 ・災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する事	<p>担当業務の具体化及び追加</p> <p>担当業務の追加</p>
実施機関	担当業務														
健康福祉部	(庶務班) ・住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びに の決定並びに 建設業者との契約の総括の 総括 に関する事 ・応急仮設住宅の必要戸数の決定に関する事 ・応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅）の入退去等の管理の総括に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅）関係団体への協力要請に関する事														
都市整備部	(庶務班) ～ (公共建築班) 略 (住宅政策班) ・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備の総括に関する事 ・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設場所及び当該場所における建設戸数の決定に関する事 ・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設用地の提供受入れに関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ公営住宅等）の 提供要請 ・受入れに関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入居者の決定の支援に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入退去等の管理の総括に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の施設の維持管理に関する事 ・市営住宅の保全及び入居者の保護に関する事 ・災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者との連絡調整に関する事 ・被災者の市営住宅への入居に関する事 ・災害公営住宅の計画及び整備に関する事 ・災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する事														
実施機関	担当業務														
健康福祉部	(庶務班) ・住宅の応急修理及び障害物の除去に係る建設業者との契約及び工事費用の 支払 に関する事 ・ 応急仮設住宅供与の必要性の判断に関する事 ・応急仮設住宅の必要戸数の決定に関する事 ・応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅）の入退去等の管理の総括に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅）関係団体への協力要請に関する事														
都市整備部	(庶務班) ～ (公共建築班) 略 (住宅政策班) ・ 応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する事 ・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備の総括に関する事 ・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設場所及び当該場所における建設戸数の決定に関する事 ・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設用地の提供受入れに関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ公営住宅等）として 供与可能な住宅の情報収集 ・受入れに関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入居者の決定の支援に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入退去等の管理の総括に関する事 ・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の施設の維持管理に関する事 ・市営住宅の保全及び入居者の保護に関する事 ・災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者との連絡調整に関する事 ・被災者の市営住宅への入居に関する事 ・災害公営住宅の計画及び整備に関する事 ・災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する事														

<p>地震・津波 災害対策編 P189 第2章 第33節 住宅応急対 策計画</p>	<p>2. 応急仮設住宅対策の基本方針〔財政部、健康福祉部、都市整備部〕</p> <p>応急仮設住宅対策について、都市整備部は、各種被害状況の収集に努め、健康福祉部等との調整を行い、対応に関する基本方針を策定する。応急仮設住宅の整備に関する取扱い等については、実施計画で別途定めるものとする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p style="text-align: center;">＜応急仮設住宅の必要戸数決定までのフロー＞</p>	<p>2. 応急仮設住宅対策の基本方針〔財政部、健康福祉部、都市整備部〕</p> <p>都市整備部は、各種被害状況の <u>情報</u> 収集に努める。<u>被害状況を把握し、健康福祉部及び都市整備部で協議のうえ、応急仮設住宅供与の必要性を判断し、必要と判断した場合には、供与に関する基本方針を策定する。</u> <u>なお、借上げ公営住宅及びプレハブ仮設住宅</u>の整備に関する取扱い等については、実施計画で別途定めるものとする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p style="text-align: center;">＜応急仮設住宅の必要戸数決定までのフロー＞</p>	<p>必要性の判断の追加 表現の修正</p> <p>必要性の判断の追加</p>
<p>地震・津波 災害対策編 P191 第2章 第33節 住宅応急対 策計画</p>	<p>4. 借上げ公営住宅等〔総務部、健康福祉部、都市整備部〕</p> <p>国から、公営住宅やUR賃貸住宅等を応急仮設住宅として活用できる旨の通知が出された場合は、<u>提供可能な市営住宅の空き住戸を確保するとともに、他の公営住宅等の管理者に対して、空き住戸提供の要請又は空き住戸活用の申出の受入れ</u>を検討する。</p> <p>借用契約の締結前に必要に応じて、現地調査を行い、修繕工事の要否や周辺の生活環境等を確認する。修繕工事に時間を要する見込みの場合は、借上げ民間賃貸住宅の申込状況などを考慮して借用の可否を判断する。</p>	<p>4. 借上げ公営住宅等〔総務部、健康福祉部、都市整備部〕</p> <p>国から、公営住宅やUR賃貸住宅等を応急仮設住宅として活用できる旨の通知が出された場合は、<u>供与可能な市営住宅の空き住戸を確保するとともに、他の公営住宅等の管理者に対して、供与可能な住宅の情報収集を行い、受入れ</u>を検討する。</p> <p>借用契約の締結前に必要に応じて、現地調査を行い、修繕工事の要否や周辺の生活環境等を確認する。修繕工事に時間を要する見込みの場合は、借上げ民間賃貸住宅の申込状況などを考慮して借用の可否を判断する。</p>	<p>表現の修正</p>

			<p>表現の修正</p>
<p>地震・津波 災害対策編 P192 第2章 第33節 住宅応急対 策計画</p>	<p>5. プレハブ仮設住宅の建設 【財政部、健康福祉部、都市整備部】 借上げ民間賃貸住宅及び借上げ公営住宅等で応急仮設住宅の供給戸数が不足する場合に、プレハブ等の簡易な構造の仮設住宅を建設し一時的な居住の安定を図る。 (1) ～ (2) 略 (3) 入居対象者 災害のため、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自己の資力では住宅を得ることができない者が原則対象となる。</p>	<p>5. プレハブ仮設住宅の建設 【財政部、健康福祉部、都市整備部】 借上げ民間賃貸住宅及び借上げ公営住宅等で応急仮設住宅の供給戸数が不足する場合に、プレハブ等の簡易な構造の仮設住宅を建設し一時的な居住の安定を図る。 (1) ～ (2) 略 (3) 入居対象者 災害のため、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自己の資力では住宅を得ることができない者が原則対象となる。 <u>ただし、半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当の場合は個別協議とする。</u></p>	<p>半壊や避難の長期化が見込まれる場合の追加</p>
<p>地震・津波 災害対策編 P194 第2章 第33節 住宅応急対 策計画</p>	<p>7. 被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去 【財政部、健康福祉部】 (1) 略 (2) 被災住宅の応急修理 災害のため、被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に修理し居住環境の確保を図るため、被災住宅の応急修理を行う。</p>	<p>7. 被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去 【財政部、健康福祉部】 (1) 略 (2) 被災住宅の応急修理 災害のため、被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に修理し居住環境の確保を図るため、被災住宅の応急修理を行う。</p>	

	<p>ア 対象者 災害によって、住家が半壊（半焼）半壊（半焼）以上の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯で、かつ、自己の資力では住宅の応急修理ができない世帯</p> <p>イ 期間 災害発生の日から1か月以内</p> <p>(3) ～ (5) 略</p>	<p>ア 対象者 災害によって、住家が一部損壊（準半壊）以上の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯で、かつ、自己の資力では住宅の応急修理ができない世帯 <u>なお、全壊の場合は、応急修理を行うことにより居住が可能である場合のみ対象となる。</u></p> <p>イ 期間 災害発生の日から1か月以内</p> <p>(3) ～ (5) 略</p>	基準の修正														
<p>地震・津波 災害対策編 P198 第2章 第34節 農林水産業 対策計画</p>	<p>6. 農業対策 農地、農業用施設に係る被害の拡大や二次災害等を防止するため、関係機関・団体等と連携の下、農作物等及び農業用施設関係の被害把握、被害情報収集に努め、農道、農業用排水路施設、ため池等の安全性の点検、応急復旧を実施する。 特にため池については、宮城県策定「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」に基づき緊急点検を行う。点検結果、安全上必要があると認められた場合や被害が確認された場合には、応急措置を行うなど二次災害の防止を図る。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 農業用施設 地震時において、農道、農業用排水路施設の被害状況の把握を適宜行うほか、防災重点ため池及び以下点検対象ため池施設について、被害状況を点検し関係機関に報告する。（愛子ため池（月山池）は震度4以上、その他は震度5弱以上で宮城県河川課に被害状況を報告。）</p> <p><u><防災重点ため池></u></p> <table border="1" data-bbox="392 1013 1132 1228"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>管理主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛子ため池（月山池）</td> <td rowspan="5">経済局農林土木課</td> </tr> <tr> <td>斉勝沼ため池（サイカ手沼）</td> </tr> <tr> <td>銅谷ため池（銅谷堤）</td> </tr> <tr> <td>新釜の沢ため池</td> </tr> <tr> <td>住吉台第5号ため池</td> </tr> </tbody> </table> <p><u><点検対象ため池></u></p> <table border="1" data-bbox="392 1297 1132 1437"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>管理主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白木堤ため池</td> <td rowspan="3">経済局農林土木課</td> </tr> <tr> <td>将監ため池</td> </tr> <tr> <td>寿連原ため池</td> </tr> </tbody> </table> <p>※愛子ため池（月山池）は、震度4以上、その他は震度5以上で宮城県河川課に被害状況を報告。</p> <p>(4) ～ (5) 略</p>	名称	管理主体	愛子ため池（月山池）	経済局農林土木課	斉勝沼ため池（サイカ手沼）	銅谷ため池（銅谷堤）	新釜の沢ため池	住吉台第5号ため池	名称	管理主体	白木堤ため池	経済局農林土木課	将監ため池	寿連原ため池	<p>7. 農業対策 農地、農業用施設に係る被害の拡大や二次災害等を防止するため、関係機関・団体等と連携の下、農作物等及び農業用施設関係の被害把握、被害情報収集に努め、農道、農業用排水路施設、ため池等の安全性の点検、応急復旧を実施する。 特にため池については、宮城県策定「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」に基づき緊急点検を行う。点検結果、安全上必要があると認められた場合や被害が確認された場合には、応急措置を行うなど二次災害の防止を図る。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 農業用施設 地震時において、農道、農業用排水路施設の被害状況の把握を適宜行うほか、防災重点ため池及び点検対象ため池施設について、被害状況を点検し関係機関に報告する。（愛子ため池（月山池）は震度4以上、その他は震度5弱以上で宮城県河川課に被害状況を報告。）</p> <p style="text-align: right;"><u>(資料〇-〇「防災重点ため池・点検対象ため池一覧」参照)</u></p> <p>(4) ～ (5) 略</p>	防災重点ため池の追加に伴う修正
名称	管理主体																
愛子ため池（月山池）	経済局農林土木課																
斉勝沼ため池（サイカ手沼）																	
銅谷ため池（銅谷堤）																	
新釜の沢ため池																	
住吉台第5号ため池																	
名称	管理主体																
白木堤ため池	経済局農林土木課																
将監ため池																	
寿連原ため池																	

<p>地震・津波 災害対策編 P203-204 第2章 第35節 民生安定の ための緊急 措置に関する 計画</p>	<p>3. 生活復興支援資金の貸付 【仙台市社会福祉協議会】</p> <p>東日本大震災により被災し、罹災証明、罹災届出証明書の発行を受けている低所得者者世帯に当面の生活に必要な経費の貸付を行う。</p> <table border="1" data-bbox="353 430 1171 762"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時生活支援費 (当面の生活費)</td> <td>月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※罹災証明書が必要</td> </tr> <tr> <td>生活再建費 (居住の移転費、 家具などの購入費)</td> <td>80万以内 ※罹災証明書、罹災届出証明書が必要 ※貸付内容により、被災証明書も必要</td> </tr> <tr> <td>住宅補修費</td> <td>250万以内 ※市の災害援護資金貸付が優先される ※罹災証明書が必要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4. 社会福祉資金の貸付 【仙台市社会福祉協議会】</p> <p>災害により被害を受けた低所得者に対し、その経済的自立の助成を図るため、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会社会福祉資金貸付規程に基づき、社会福祉資金の貸付を行う。申込みは、社会福祉協議会各区事務所に行う。 (以下略)</p>	種類	内容	一時生活支援費 (当面の生活費)	月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※罹災証明書が必要	生活再建費 (居住の移転費、 家具などの購入費)	80万以内 ※罹災証明書、罹災届出証明書が必要 ※貸付内容により、被災証明書も必要	住宅補修費	250万以内 ※市の災害援護資金貸付が優先される ※罹災証明書が必要	<p>3. 生活復興支援資金の貸付 【仙台市社会福祉協議会】</p> <p>東日本大震災により被災し、罹災証明、罹災届出証明書の発行を受けている低所得世帯(被災したことにより、低所得世帯となった場合も含む。)に当面の生活に必要な経費の貸付を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1518 430 2336 731"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時生活支援費 (当面の生活費)</td> <td>月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※罹災証明書等が必要</td> </tr> <tr> <td>生活再建費 (住居の移転費、 家具などの購入費)</td> <td>80万以内 ※罹災証明書、罹災届出証明書等が必要</td> </tr> <tr> <td>住宅補修費</td> <td>250万以内 ※罹災証明書等が必要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4. 社会福祉資金の貸付 【仙台市社会福祉協議会】</p> <p>低所得世帯へ災害等、不時の出費に対し、その経済的自立の助成を図るため、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会社会福祉資金貸付規程に基づき、社会福祉資金の貸付を行う。申込みは、社会福祉協議会各区・支部事務所に行う。 (以下略)</p>	種類	内容	一時生活支援費 (当面の生活費)	月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※罹災証明書等が必要	生活再建費 (住居の移転費、 家具などの購入費)	80万以内 ※罹災証明書、罹災届出証明書等が必要	住宅補修費	250万以内 ※罹災証明書等が必要	<p>基準の修正</p> <p>表現の修正</p>																																										
種類	内容																																																												
一時生活支援費 (当面の生活費)	月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※罹災証明書が必要																																																												
生活再建費 (居住の移転費、 家具などの購入費)	80万以内 ※罹災証明書、罹災届出証明書が必要 ※貸付内容により、被災証明書も必要																																																												
住宅補修費	250万以内 ※市の災害援護資金貸付が優先される ※罹災証明書が必要																																																												
種類	内容																																																												
一時生活支援費 (当面の生活費)	月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※罹災証明書等が必要																																																												
生活再建費 (住居の移転費、 家具などの購入費)	80万以内 ※罹災証明書、罹災届出証明書等が必要																																																												
住宅補修費	250万以内 ※罹災証明書等が必要																																																												
<p>地震・津波 災害対策編 P216 第2章 第36節 公共施設等 の災害復旧 及び財政援助 の確保</p>	<p>2. 災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚法」という。)に基づき援助される主な事業等</p> <p>災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努めるものとする。 法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法(昭和37年法律第150号)に基づき援助される事業はおおむね次のとおりである。また、これらに加え、特別法等による財政援助が行われる場合があるので情報の把握に努める。</p> <table border="1" data-bbox="422 1239 1321 1705"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業等</th> <th colspan="2">適用される法律等</th> </tr> <tr> <th>通常災害</th> <th>激甚災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童福祉施設災害復旧事業</td> <td>児童福祉法</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業</td> <td>老人福祉法</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>感染症指定医療機関の災害復旧事業及び感染症予防事業</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</td> <td>激甚法第3条</td> </tr> <tr> <td>堆積土砂排除事業 公共的施設区域内 公共的施設区域外</td> <td></td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業等	適用される法律等		通常災害	激甚災害	(中略)			児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法	同上	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業	老人福祉法	同上	(中略)			感染症指定医療機関の災害復旧事業及び感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	激甚法第3条	堆積土砂排除事業 公共的施設区域内 公共的施設区域外		同上	(中略)			<p>2. 災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚法」という。)に基づき援助される主な事業等</p> <p>災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努めるものとする。 法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法(昭和37年法律第150号)に基づき援助される事業はおおむね次のとおりである。また、これらに加え、特別法等による財政援助が行われる場合があるので情報の把握に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1590 1239 2489 1767"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業等</th> <th colspan="2">適用される法律等</th> </tr> <tr> <th>通常災害</th> <th>激甚災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童福祉施設災害復旧事業</td> <td>児童福祉法</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>幼保連携型認定こども園の災害復旧事業</td> <td>就学前の子どもに対する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業</td> <td>老人福祉法</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>感染症指定医療機関の災害復旧事業及び感染症予防事業</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</td> <td>激甚法第3条</td> </tr> <tr> <td>特定私立幼稚園の災害復旧事業</td> <td>子ども・子育て支援法</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>堆積土砂排除事業 公共的施設区域内 公共的施設区域外</td> <td></td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業等	適用される法律等		通常災害	激甚災害	(中略)			児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法	同上	幼保連携型認定こども園の災害復旧事業	就学前の子どもに対する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	同上	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業	老人福祉法	同上	(中略)			感染症指定医療機関の災害復旧事業及び感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	激甚法第3条	特定私立幼稚園の災害復旧事業	子ども・子育て支援法	同上	堆積土砂排除事業 公共的施設区域内 公共的施設区域外		同上	(中略)			<p>幼保連携型認定 こども園の災害 復旧事業の追加</p> <p>特定私立幼稚園 の災害復旧事業 の追加</p>
事業等	適用される法律等																																																												
	通常災害	激甚災害																																																											
(中略)																																																													
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法	同上																																																											
養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業	老人福祉法	同上																																																											
(中略)																																																													
感染症指定医療機関の災害復旧事業及び感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	激甚法第3条																																																											
堆積土砂排除事業 公共的施設区域内 公共的施設区域外		同上																																																											
(中略)																																																													
事業等	適用される法律等																																																												
	通常災害	激甚災害																																																											
(中略)																																																													
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法	同上																																																											
幼保連携型認定こども園の災害復旧事業	就学前の子どもに対する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	同上																																																											
養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業	老人福祉法	同上																																																											
(中略)																																																													
感染症指定医療機関の災害復旧事業及び感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	激甚法第3条																																																											
特定私立幼稚園の災害復旧事業	子ども・子育て支援法	同上																																																											
堆積土砂排除事業 公共的施設区域内 公共的施設区域外		同上																																																											
(中略)																																																													

	<table border="1" data-bbox="422 256 1321 312"> <tr> <td data-bbox="422 256 841 312">小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例</td> <td data-bbox="841 256 1141 312">小規模企業者等設備導入資金助成法</td> <td data-bbox="1141 256 1321 312">激甚法第 13 条</td> </tr> </table> <p data-bbox="422 368 503 395">(中略)</p> <table border="1" data-bbox="422 422 1321 468"> <tr> <td data-bbox="422 422 841 468">母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例</td> <td data-bbox="841 422 1141 468">母子及び寡婦福祉法</td> <td data-bbox="1141 422 1321 468">激甚法第 20 条</td> </tr> </table>	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金助成法	激甚法第 13 条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	母子及び寡婦福祉法	激甚法第 20 条	<p data-bbox="1611 265 1671 292">(削除)</p> <p data-bbox="1611 368 1671 395">(中略)</p> <table border="1" data-bbox="1590 416 2489 462"> <tr> <td data-bbox="1590 416 2010 462">母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例</td> <td data-bbox="2010 416 2309 462">母子及び父子並びに寡婦福祉法</td> <td data-bbox="2309 416 2489 462">激甚法第 20 条</td> </tr> </table>	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	母子及び父子並びに寡婦福祉法	激甚法第 20 条	<p data-bbox="2630 271 2792 451">小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例の削除</p> <p data-bbox="2630 499 2792 602">母子及び父子並びに寡婦福祉法に伴う修正</p>
小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金助成法	激甚法第 13 条										
母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	母子及び寡婦福祉法	激甚法第 20 条										
母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	母子及び父子並びに寡婦福祉法	激甚法第 20 条										